



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局
平成29年3月22日(水)
午後2時解禁

担当	労働基準部監督課
	課長 岡嶋 静
	労働基準監察監督官 小見 伸雄
	電話 075-241-3214

平成28年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表

～4割強の事業場で月80時間を超える時間外・休日労働が認められる～

京都労働局（局長 井内雅明）は、長時間にわたる過重な労働により過労死等に係る労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対し、平成28年11月に府下7労働基準監督署において「過重労働解消キャンペーン」に係る重点監督を実施しましたので、その結果を下記のとおりお知らせします。なお、併せて、平成27年度に実施した賃金不払残業（サービス残業）に関する監督指導結果もお知らせします。

重点監督実施結果の概要(京都)

- 1 重点監督の実施事業場 116 事業場
 - うち、時間外・休日労働の実績で最も長い労働者の時間数が
 - 月80時間を超え100時間以下のもの 20 事業場 (17.2%)
 - 月100時間を超え150時間以下のもの 25 事業場 (21.6%)
 - 月150時間を超え200時間以下のもの 4 事業場 (3.6%)
- 2 違反事業場 67 事業場 (全体の57.8%)
 - (何らかの労働基準関係法令違反があり是正勧告書を交付した事業場)
- 3 主な違反内容
 - (1) 違法な時間外労働があったもの 43 事業場 (37.1%)
 - (2) 賃金不払残業があったもの 8 事業場 (6.9%)
 - (3) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの 8 事業場 (6.9%)
- 4 過重労働による健康障害防止に係る指導状況
 - (1) 時間外・休日労働の45時間以内への削減 83 事業場 (71.6%)
 - (2) 労働時間の把握が不適切 23 事業場 (19.8%)

京都労働局では、違反等を認めた事業場に対し是正状況が定着するまで確認するとともに、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止対策、労働時間管理の適正化及び賃金不払残業の解消等を図るため、引き続き監督指導を行っていきます。また、法違反を是正しない事業場については厳正に対処します。

是正・改善指導の対象となった主な内容(京都)

【事例1】 違法な時間外労働があったもの	人員不足、過度の受注等により、時間外・休日労働に関する協定を締結していないにもかかわらず、最長月 180 時間の時間外・休日労働を行わせていたもの
【事例2】 賃金不払残業があったもの (労働時間の過少申告)	タイムカードと自己申告した労働時間との間にかい離があり確認したところ、労働時間を過少申告させ割増賃金を支払っていないかったもの
【事例3】 過重労働による健康障害防止措置が不十分なもの	月 100 時間を超える時間外・休日労働を行わせているにもかかわらず、時間外労働の削減、健康管理に係る措置等を検討していなかったもの
【事例4】 労働時間の把握方法が不適切なもの	タイムカードはあるが、労働時間管理を適正に行っていなかったため、時間外労働が常態化し、最長月 170 時間の時間外労働を行わせていたもの

平成 27 年度の賃金不払残業(サービス残業)是正結果

平成27年度に府下7労働基準監督署における賃金不払残業(サービス残業)の是正結果は以下のとおりです。

【1 事業場で 100 万円以上の遡及是正があったもの】

	平成26年度	平成27年度
是正事業場数	34 事業場	36 事業場
対象労働者数	1,147 人	1,103 人
遡及是正金額	186,640 千円	224,040 千円

業種別の状況は、事業場数では製造業、対象労働者数では商業及び保健衛生業が、遡及是正額では教育研究業が多くなっています。

【資料】

別紙 平成28年度「過重労働解消キャンペーン」における重点監督実施状況

平成 28 年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況(京都)

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 重点監督実施状況

平成 28 年度過重労働解消キャンペーン（平成 28 年 11 月）に、116 事業場に対し重点監督を実施し、67 事業場（全体の 57.8%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 43 事業場、賃金不払残業があったものが 8 事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが 8 事業場であった。

表 1 重点監督実施件数等

業種 事項	重点監督実施 事業場数	労働基準関係法 令違反があつた 事業場数	主な違反事項		
			労働時間 (注 1)	賃金不払残業 (注 2)	健康障害防止 対策 (注 3)
合計	116 (100.0%)	67 (57.8%)	43 (37.1%)	8 (6.9%)	8 (6.9%)

(注 1) 労働基準法第 32 条違反 [36 協定なく時間外労働を行っているもの、36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があつたもの。] の件数を計上している。

(注 2) 労働基準法第 37 条 (割増賃金) 違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している [計算誤り等は含まない。]。

(注 3) 労働安全衛生法第 18 条違反 [衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月 1 回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。] 及び労働安全衛生法第 66 条の 8 違反 [1 月当たり 100 時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があつたにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。] を計上している。

表 2 事業場の規模別の重点監督実施件数

事業場の規模別の重点監督実施件数						
合計	1～9 人	10～29 人	30 人～49 人	50 人～99 人	100 人～299 人	300 人以上
116	21 (18.1%)	41 (35.3%)	20 (17.2%)	18 (15.5%)	9 (7.8%)	7 (6.0%)

表 3 企業の規模別で見た場合の重点監督実施件数

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数						
合計	1～9 人	10～29 人	30 人～49 人	50 人～99 人	100 人～299 人	300 人以上
116	4 (3.4%)	13 (11.2%)	6 (5.2%)	18 (15.5%)	18 (15.5%)	57 (49.1%)

2 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち 84 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）				
	面接指導等の実施（注2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注3）	月 45 時間以内への削減（注4）	月 80 時間以内への削減（注5）	面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注6）
84	11	13	36	47	5

（注1）指導事項は、重複があり得る。

（注2）2 ないし 6 月で平均 80 時間を超える時間外労働を行っている労働者又は 1 月 100 時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4）時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 45 時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注5）時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 80 時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。

（注6）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち 23 事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表 5 重点監督における労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（基準 2 (1)）（注 2）	自己申告制による場合			管理者の責務（基準 2 (5)）（注 2）	労使協議組織の活用（基準 2 (6)）（注 2）
		自己申告制の説明（基準 2 (3)ア）（注 2）	実態調査の実施（基準 2 (3)イ）（注 2）	適正な申告の阻害要因の排除（基準 2 (3)ウ）（注 2）		
23	16	7	6	0	1	0

（注1）指導事項は、重複があり得る。

（注2）各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」のどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督において把握した実態

○ 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

重点監督を実施した事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、49 事業場で1か月 80 時間を、そのうち 29 事業場では1か月 100 時間を超えていた。

表 6 時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

1月当たり 45 時間以下	1月当たり 45 時間超 80 時間以下	1月当たり 80 時間超 100 時間以下	1月当たり 100 時間超 150 時間以下	1月当たり 150 時間超	1月当たり 200 時間超
33	34	20	25	3	1